

川島町男女共同参画推進計画

～男女が互いに尊重し合い、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現～

(見直し案概要版)

川 島 町

川島町男女共同参画推進計画の概要

■第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の目的
- 2 計画の性格
- 3 計画の期間
- 4 計画の構成
- 5 基本理念
- 6 計画の体系

■第2章 計画の内容

基本目標1 男女共生意識の啓発・高揚

施策の基本的方向(1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

施策の基本的方向(2) 男女平等を推進する教育・学習の充実

基本目標2 女性の社会参画の促進

施策の基本的方向(1) 働きやすい環境の整備

施策の基本的方向(2) 地域社会活動での参画促進

施策の基本的方向(3) 政策・方針決定過程への参画促進

基本目標3 女性の人権を尊重した男女共同参画の推進

施策の基本的方向(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

施策の基本的方向(2) 生涯を通じた健康支援

■第3章 計画の推進

- 1 総合的な推進体制の整備
- 2 関係機関等との連携体制の構築

■第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の目的

男女共同参画社会の実現は、21世紀の日本社会にとって最重要課題。国の男女共同参画基本計画(第4次)、埼玉県男女共同参画基本計画、及び第5次川島町総合振興計画の策定に合わせ、見直し計画を策定する。

<将来像>

- ①固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会

2 計画の性格

- ・男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づく計画
- ・第5次川島町総合振興計画ほか他部門の計画と整合を図った計画
- ・町民の意見を反映させた町民参画の計画
- ・町民、事業者、関係機関等と連携して取り組む計画

3 計画の期間

平成23年(2011)度から平成32年(2020)までの10年間とする。

4 計画の構成

第1章 計画の基本的な考え方と本計画の構成を示す。

第2章 3つの基本目標を掲げ、それぞれについて基本的方向と具体的な施策の内容を示す。

第3章 本計画を総合的かつ計画的に推進するための体制の整備・強化について示す。

5 基本理念

男女が互いに尊重し合い、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現

6 計画の体系

基本目標：3 施策の基本的方向：7 具体的施策：25 推進項目：25

■第2章 計画の内容

基本目標1 男女共生意識の啓発・高揚

施策の基本的方向(1)▶ 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

- 男女が共に仕事と家庭に関する責任を担える社会の構築といった視点が必要
- 固定的な性別役割分担意識の解消や男女共同参画の形成に必要な法制度等の理解促進のため、効果的な広報・啓発等を行うことが必要
 - ▶ 具体的施策① 職場・家庭・地域等における慣行の見直し
 - ▶ 具体的施策② 広報・啓発活動の展開
 - ▶ 具体的施策③ 町職員の理解の促進等

施策の基本的方向(2)▶ 男女平等を推進する教育・学習の充実

- 学校教育では、固定的な性別役割分担意識を解消し、お互いの人権を尊重し合った男女平等観の形成を促進することが必要
- 家庭や地域、職場などの分野においても、相互の連携を図りつつ、男女平等を推進する教育・学習の充実が必要
- 一人一人が個性と能力を生かし、社会のあらゆる分野に参画していくための生涯学習の充実が必要
 - ▶ 具体的施策① 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
 - ▶ 具体的施策② 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進
 - ▶ 具体的施策③ 男女共同参画の視点に立った社会教育の推進
 - ▶ 具体的施策④ 生涯にわたる学習機会の充実

基本目標 2 女性の社会参画の促進

施策の基本的方向(1) 働きやすい環境の整備

- 「男女雇用機会均等法」をはじめ、関係法令等の周知・啓発に引き続き取り組んでいくことが必要
- 非正規雇用の雇用環境の整備に向けた取組も必要
- 子育てや介護支援を充実させながら、企業や町民、町が連携して仕事と生活の調和の実現に向けた取組を進めることが必要
 - ▶ 具体的施策① 雇用等の分野における男女の均等な機会の推進
 - ▶ 具体的施策② 男女の仕事と生活の調和の実現
 - ▶ 具体的施策③ 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

施策の基本的方向(2) 地域社会活動での参画促進

- 地域における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大や、特定の性や年齢層で担われている分野への男女双方の参画により、地域社会活動に男女共同参画の視点を反映させることが必要
 - ▶ 具体的施策① 地域の活動における男女共同参画の促進
 - ▶ 具体的施策② 防災活動における男女共同参画の促進

施策の基本的方向(3) 政策・方針決定過程への参画促進

- 女性の政策・方針決定過程への参画は極めて重要であり、町が率先して女性の参画を進めるとともに、事業所、各種団体等へも協力を要請していくことが必要
 - ▶ 具体的施策① 女性職員の採用・登用等の推進
 - ▶ 具体的施策② 町の審議会等委員への女性の参画の推進
 - ▶ 具体的施策③ 公共的団体その他各種団体における女性の参画の促進
 - ▶ 具体的施策④ 女性の人材に関する情報の収集・整備・提供
 - ▶ 具体的施策⑤ 政策・方針決定過程の透明性の確保

基本目標 3 女性の人権を尊重した男女共同参画の推進

施策の基本的方向(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

- 女性に対する暴力を許さない社会的認識を徹底させるための意識啓発や相談体制の充実を図るとともに、防犯対策の強化やDV防止等の意識啓発など、女性の人権を尊重した視点に立って、幅広い取組を進めることが必要
 - ▶ 具体的施策① 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
 - ▶ 具体的施策② 安全・安心まちづくりの推進
 - ▶ 具体的施策③ 配偶者等からの暴力の防止の推進
 - ▶ 具体的施策④ セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

施策の基本的方向(2) 生涯を通じた健康支援

- 「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」の視点が重要であり、全ての女性の生涯を通じた健康支援を推進するとともに、男女の性差に応じた健康を支援するための取組を推進することが必要
 - ▶ 具体的施策① 生涯を通じた男女の健康の保持増進
 - ▶ 具体的施策② 健康を脅かす問題についての対策の推進
 - ▶ 具体的施策③ 性差に応じた健康支援の推進
 - ▶ 具体的施策④ 生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の推進

◆推進指標

	基本目標	施策の基本的方向	具体的施策	指標	現状値	(年度等)	目標値	(年度等)	掲載ページ
1	1	(1)	①	固定的性別役割分担に同感しない人の割合	41.9%	平成21年度	50%以上	平成27年度	9
				平成28年度住民意識・実態調査	41.3%	平成28年度	50%以上	平成32年度	9
2	2	(1)	①	女性(25～44歳)の就業率	66.9%	平成17年度	70%以上	平成27年度	15
				参考：国勢調査	65.5%	平成22年度	—	平成27年度 (H29.4公表)	15
3	2	(2)	①	行政区長に占める女性の割合	10.0%	平成22年度	15%以上	平成27年度	18
				平成28年度現在	6.2%	平成28年度	15%以上	平成32年度	18
4	2	(3)	①	町職員に占める女性の割合	26.6%	平成22年度	30%以上	平成27年度	20
				平成28年度現在	28.2%	平成28年度	30%以上	平成32年度	20

5	2	(3)	②	町の審議会等委員に占める女性の割合	18.6%	平成 22 年度	30%以上	平成 27 年度	20
				平成 28 年度現在	26.2%	平成 28 年度	40%以上	平成 32 年度	20
6	3	(1)	①	夫婦間における「突き飛ばす」「平手でぶつ」を暴力として認識する人の割合	82.0% [突き飛ばす] 76.2% [平手でぶつ]	平成 21 年度	100%	平成 27 年度	23
				平成 28 年度住民意識・実態調査	92.7% [突き飛ばす] 85.2% [平手でぶつ]	平成 28 年度	100%	平成 32 年度	23
7	3	(2)	①	乳がん検診、子宮頸部がん検診受診率	12.4% [乳がん] 11.5% [子宮頸部がん]	平成 21 年度	20% [乳がん] 20% [子宮頸部がん]	平成 27 年度	26
				平成 26 年度 地域保健・健康増進事業報告	40.7% [乳がん] 29.4% [子宮頸部がん]	平成 26 年度	—	平成 32 年度	26

■第3章 計画の推進

1 総合的な推進体制の整備

(1) 庁内推進体制の整備

①職員の研修機会等の充実

行政に携わる全ての町職員が男女共同参画の視点を養うことができるように、研修機会や情報提供の充実を図る。

②庁内推進体制の整備

幅広い分野にわたる男女共同参画の推進に向けて、関係各課が連携しながら、総合的かつ計画的に施策を進めることができるよう、庁内推進体制の整備を図る。

(2) 男女共同参画社会の形成の促進に関する例規の整備

- ・男女共同参画の推進に関する基本的な理念を規定
- ・町、事業者及び町民の責務を明確化
- ・推進施策に関する必要事項を規定
- ・社会的気運の醸成



川島町男女共同参画によるまちづくり条例(平成25年策定)

2 関係機関等の連携体制の構築

(1) 国、埼玉県等との連携

各種施策の実施に関する相談や情報、研修機会の提供など、国や埼玉県が設置している機関との連携体制を構築

(2) 町内公共的団体、諸団体との連携

男女共同参画社会の実現に果たす役割が極めて大きい町内の公共的団体や諸団体に連携・協力を依頼